

第30回釧路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面開催）

日時：令和3年4月30日（金）

- 1 緊急事態宣言の発出について
 - ・ 4月23日に東京都・大阪府・京都府・兵庫県に対し、緊急事態宣言を発出。（期間：4/25～5/11）
 - ・ 緊急事態宣言の発出に伴い、特措法に基づく対策本部へ4月24日に移行。

- 2 北海道において札幌市内の厳しい感染状況を踏まえた、ゴールデンウィークにおける感染防止対策（主なもの）
 - ・ 全道でのゴールデンウィークにおける協力要請
 - ①札幌市との不要不急の往来を控える
 - ②「外出」「飲食」「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
 - ③移動の場面では、大人数（5人以上）での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。
 - ④混雑する場所を避け、宴会を控える。
 - ・ 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来を控える。
 - ・ 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）